

まこと居宅介護支援事業所運営規定

(目的)

第1条 社会福祉法人 有誠福祉会（以下「法人」という）が開設する「まこと居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員実務研修の修了者（以下「支援専門員」という）が、在宅の要支援者及びその家族に対して、適正な介護相談や介護サービス計画等の居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援要介護状態となった場合において、可能な限りその居宅において、その者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、公平中立に、必要な保健医療サービス及び福祉サービスの実施機関、地域包括支援センター、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等と綿密な連携を図り、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条

- (1) 名称 まこと居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 徳島県名西郡石井町高川原字天神 725 番地 4

(職員の職種、員数及び職務内容、協力体制)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(介護支援専門員と兼務)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員 2名以上
要介護者からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向などを基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (3) 事務員（常勤で兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- (3) 緊急時の対応
営業日及び営業時間外においても、緊急時の相談等は電話等により 24 時間可能な体制をとる。

(通常の業務実施地域)

第6条 通常の業務実施地域は、神山町、石井町の地区とする。

(居宅介護支援事業の内容及び利用料)

第7条 支援内容は次のとおりとし、利用料は厚生大臣が定めた額とする。

1. 居宅サービスの計画立案の援助
介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画の作成を支援する。
2. 居宅サービス計画作成後の援助
利用者の居宅を訪問し、家族、利用者と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握する。
苦情相談窓口を設け、ケアプランの調整、点検を行う。
3. 要介護認定申請等の援助
要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて、速やかに要介護の申請が行われるよう必要な援助を行う。
4. 施設入所への支援
利用者が施設への入所を希望した場合、適切な施設を紹介、その他必要な援助を行う。
5. 職員の処遇の充実
介護支援専門員に対し計画的に研修を実施し、自己研鑽に努める。

(緊急時における対応方法)

第8条 居宅介護支援事業の実施中に利用者に緊急事態が生じた場合は、速やかに適切な処置を講じるとともに管理者に報告する。

(その他運営についての留意事項)

第9条

- (1) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密及びサービス機関等から提供された情報は、関係者以外に漏らしてはならない。
- (2) 職員であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用契約の内容とする。
- (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人有誠福祉会理事長と事業所との協議に基づいて、定めるものとする。

(苦情・ハラスメント)

第10条 事業所は、提供して指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の権利擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び提供を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則 この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。